

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令  
 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令</p> <p>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）</p> <p>（第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件は、総務大臣が地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五</p> <p>条の三第一項並びに地方財政法施行令第二条第三項、第七条第三項及び第二十一条第二項に規定する協議における同意並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をしようとする地方債の資金が同令第四条各号に規定する公的資金を含まないものであって、地方債の限度額が、次の地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額未満のものであることとする。</p> <p>一 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次号において「指定都市」という。</p> <p>） 一億円</p>	<p>地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項</p> <p>に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令</p> <p>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項</p> <p>に規定する総務省令・財務省令で定める要件は、総務大臣が地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。）第五</p> <p>条の三第一項並びに令第二条第三項、第七条第三項及び第二十一条第二項に規定する協議における同意並びに法第五条の四第一項及び第三項から第五項まで</p> <p>に規定する許可をしようとする地方債の資金が令第四条各号に規定する公的資金を含まないものであって、地方債の限度額が、次の地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額未満のものであることとする。</p> <p>一 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次号において「指定都市」という。</p> <p>） 一億円</p>

二 市（指定都市を除く。）町村 四千万円

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行し、平成十八年度の地方債から適用する。

2 この省令の施行の日から平成二十七年までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第五条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の八第一項」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第三条第四項及び第五条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」とする。

4 地方債の許可手続に関する省令（平成十二年<sup>大蔵省</sup>自治省<sup>令</sup>第一号）は廃止する。

二 市（指定都市を除く。）町村 四千万円

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行し、平成十八年度の地方債から適用する。

2 この省令の施行の日から平成二十七年までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第四条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第四条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の八第一項」とする。

3 地方債の許可手続に関する省令（平成十二年<sup>大蔵省</sup>自治省<sup>令</sup>第一号）は廃止する。